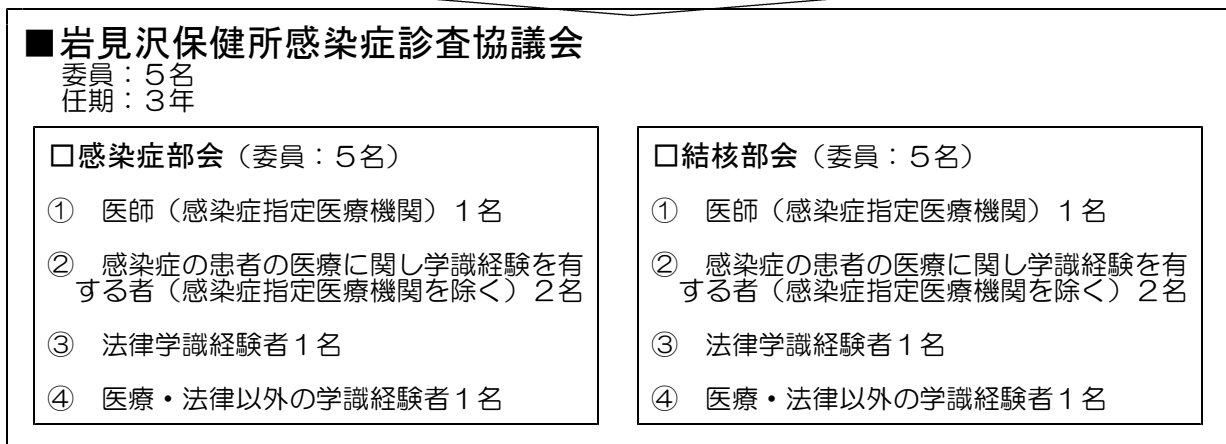
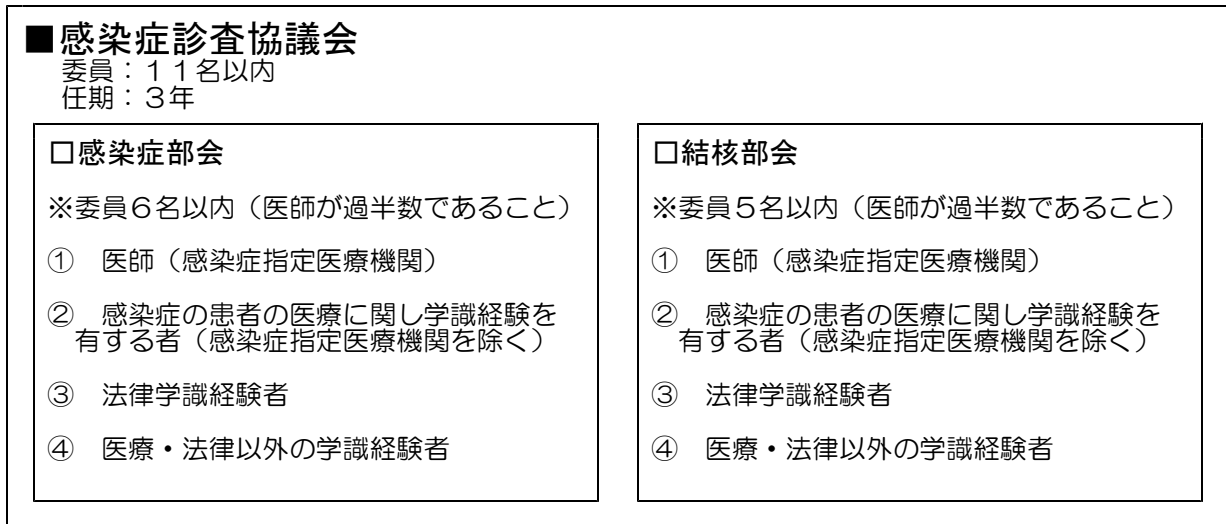


岩見沢保健所感染症診査協議会

1 感染症診査協議会について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、感染症診査協議会において、結核の診査と感染症の診査を行うこととされているが、専門家による速やかな審議を要することから、協議会にそれぞれの診査を担当する部会を設置して運営。

(1) 部会の構成



(2) 開催回数

- ① 感染症診査協議会：年1回
- ② 感染症部会：随時
- ③ 結核部会：原則月2回を限度として定期開催

(3) 委員の定数と構成

- ・ 各部会の委員については、感染症部会は6名以内、結核部会は5名以内、併せて11名以内とし、委員の過半数は医師とする。
- ・ 協議会が有効となる委員の出席者は過半数。
- ・ 協議会には会長、副会長を置く。（この場合、両部会から1名ずつ選出することが望ましい。）
- ・ 委員の構成は、
 - ① 医師（感染症指定医療機関）
 - ② 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関を除く）
 - ③ 法律学識経験者
 - ④ 医療・法律以外の学識経験者